

熊本大学大学院法曹養成研究科
平成25年度第3期募集 法律科目試験問題

民 法

平成25年1月26日（土） 13：00～16：30

○
解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題の中を見てはいけません。
 2. 問題用紙は1枚、解答用紙は4枚（各問について2枚）、下書き用紙は2枚です。
 3. 解答用紙には、熊本大学大学院法曹養成研究科の受験番号のみを記入し、氏名は記入しないで下さい。
 4. 解答用紙は、第1問と第2問とで異なります。それぞれ正しい用紙に解答して下さい。
 5. 解答は横書きにして、各問につき2枚の解答用紙（裏面も使用）に収めて下さい。解答用紙の追加・交換はしません。
 6. 解答にはボールペンまたは鉛筆を使用して下さい。
 7. 問題の内容に関する質問には応じません。
 8. 貸与した六法に書き込みをしてはいけません。
 9. 試験終了後、問題用紙および下書き用紙は持ち帰って下さい。
-

【第1問】以下の事例について、設問に答えなさい。(配点: 40点)

- 1 Yは甲土地を所有しており、甲土地上には乙建物が存在する。乙建物は、Yの夫Aの所有でY、A及びその子Bが居住していた。
- 2 平成16年10月1日に、甲土地・乙建物双方に、債務者をA、根抵当権者をZとする共同根抵当権が設定され、その旨の登記もされた。
- 3 平成18年5月10日にAが死亡し、妻Yと子供Bが乙建物を相続したが、建物の登記名義はA名義のままになっている。
- 4 平成20年10月10日、YはWから融資を受け、甲土地に債務者をY、根抵当権者をWとする根抵当権が設定され、その旨の登記もされた。
- 5 その後、Yが支払いを怠ったため、Wは平成22年10月1日上記4の根抵当権を実行し、Xが買受人になった。

○
設問1 上記1で、乙建物について、YA間に賃貸借契約が締結されていたとする。
XはY及びBに対して、建物取去土地明渡請求をしたい。これは認められるか。

設問2 上記1で、YA間に、乙建物について、賃貸借契約等の借地権が設定されていなかつたとする。この場合、XのY及びBに対する建物取去土地明渡請求は認められるか。

設問3

設問2と事例を代えて、Zの根抵当権設定登記が平成21年10月15日に解除により抹消されていたものとする。この場合、XのY及びBに対する土地明渡請求は認められるか。

○
【第2問】以下の問い合わせに答えなさい。(配点: 20点)

債権者代位権と詐害行為取消権を比較し、両制度の異同について、説明しなさい。

以上